

○財務省告示第二百八十六号  
所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)  
第二百十条第四号の規定に基づき、生命保険料控  
除の対象となる生命共済に係る契約を指定する件  
(昭和六十二年十二月大蔵省告示第百五十九号)  
の一部を次のように改正し、平成十四年分以後の  
所得税について適用する。  
平成十四年七月十八日  
財務大臣 塩川正十郎  
第一号へを同号トとし、同号ホの次に次のよう  
に加える。  
へ 全日本自治体労働者共済生活協同組合